

令和3年6月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和3年6月4日（金）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が6月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 4番 城野 幸司 委員
5番 疋田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員 7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員
9番 柳井 博之 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 非農地証明願いについて
議案第27号 農用地利用集積計画の決定について

局 長 これより議案審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いを致します。

議 長 それでは、本総会の議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席となっております。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数を超しておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号6番 野上 政憲委員と、議席番号7番 佐藤 幸子委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案書の1ページをお開きください。
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年6月4日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

2ページをお開きください。

番号1、田 1,060 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思ます。

5月25日に実施しました現地調査において調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹尾委員 私、竹尾より、5月25日に実施しました議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の申請地の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。今後はカボスの作付けを行うとのこと。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第9地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の申請地の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は草刈り等により管理されており、今後はカボスの作付けを行うとのことです。特に問題はないと思われます。

議長 　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 　　質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次長 　　4 ページとなります。

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 3 年 6 月 4 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、 畑 193 ㎡ について、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹 尾 私、竹尾より、5月25日に実施しました議案第25号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト
委 員 と合わせて報告します。

番号1の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、このほど区画整理が行われた土地です。
審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろ
っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんからの報告をお願い致します。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は小学校の下にあり、このほど区画整理が行われた土地です。周りでは住宅の建築が進んできており、特に周辺の農業への影響もないと
思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 26 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページをお開きください。

議案第 26 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 6 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、畑 11 m² の土地については、昭和 38 年 11 月より住宅の敷地の一部として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 2、畑 40 m² の土地については、昭和 41 年 12 月より住宅への進入路として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 3、畑 7.78 m² 他 1 筆 合計 392.78 m² の土地については、昭和 50 年頃より耕作されず山林原野化した土地となります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地に該当し、(ア) から (オ) の要件を満たしている土地となります。

番号 4、畑 39 m² の土地については、平成 5 年頃より自宅の駐車場として利用している土地となります。チェックリストについては、④の非

農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 9～10 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 26 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 26 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 27 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 3 年 6 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 5 号）「令和 3 年 6 月 4 日公告予定」「差し替え版」となります。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 3 年 5 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、30,888㎡ 27筆、畑については、72,428㎡ 56筆、合計面積は、103,316㎡ 83筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が29名に対して、借り手は17名となります。

なお、各筆明細につきましては、4ページから9ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和3年6月4日公告予定の農用地利用集積計画（第5号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第27号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。